國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報

明治廿七年六月九日
土曜日
（壬午）
第五百十日
第二百五日

（西暦一千八百九十四年）
年始より年末まで

時事新報

時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

内閣の奏議と條約改正

議會の反抗を逞ふするに當り内閣が其自信を堅持して解散を斷行するみとわるは固より止むを得ざる處置なれども今回の解散に關する閣臣の奏議を見るに其主要とする所は衆院の上奏文中に條約厲行の意味を含むものと認め維新の國是に妨げありと主張したるに外ならず抑も厲行排外熱の撲滅せざる可らざるは言ふを俟たざる所なれども窃に其沿革を顧るに遠くは明治十四年頃に於ける政府の失策に起因し、近くは昨年或る論派が自由黨に反對して内地雜居尚早論を唱へたるよりの事にして一轉して條約厲行論となり遂に第五議會の解散を招くに至りたる次第なりしが爾來開國進取の正論に打破せられて大に其氣燄を減じたるより再轉して自主的外交論と改名し第六議會の劈頭に於て上奏して政府を彈劾せんと試みたるに其文中猶ほ厲行云々の語を脱せざりしかば遂に多數に否決せられて爰に再び頓挫を來たし歩々ます〳〵衰滅に傾きたるにも拘はらず失敗派は猶ほ俗に謂ふ負惜みの情に驅られ偶々自由黨より別種の上奏案の出でたるを機として之を修正すると稱し竹に木を接ぎたると同樣外政云々の文字を挿みて恰も前の上奏の旨意をも混合したるが如く裝ひ由てはなはだ無味無臭にして政府に取りて何の痛痒もなきものなるやと云ふに決して然らず其「閣臣に信任を措く能はず」と云ひ「和協するみと能はざらしむ」と云ふは一篇の骨子の在る所にして積年官民不調和の結果到底並び立つみと能はざるより罪を政府に歸するの上奏たるは勿論ッマリかの無謀なる厲行論の勢力を得たる所以も論の可なるが故に非ずして政府を苦むるの手段たるが故に外なければ政府は宜しく此點に着目し解散なり辭職なり進退いづれにても決斷するみと要當ならんに上奏文中には殆んど認む可らざるの排外熱を理由となし却て其骨子たる不信任不和協の事をば言はずして以て解散を請ふの奏議となしたるは我輩の聊か解釋に苦む所なれども回顧すれば此不和協の事たるや既に一旦第五議會を解散するの理由なりとて其頃伊藤伯が貴族院議員の質問に答へたる復書中に明かなれば萱し陛下に對し奉りても亦同一の理由を以て解散を奏請したるに相違なかる可し然る上は今また不和協なりと云ふも既に無なき樣わりとて叙みと專ら厲行云々の意味に重きを置きたるもの歟若くは第五議會の折には厲行論未だ議決に至らざりしを以て明かに之を解散の理由となすみと能はざりしかども此回は其意味を含めて單一の理由となしたるもの乎何れにしても事の實際に於ては第五期の厲行熱みを憶に解散に價ひする程の勢力ありしが此回は寧ろ衰滅に傾きて不和協不信任の熱みを却て解散に價ひすべきものとなりしに奏議の理由をする所、彼此前後の場合を顚倒したるが如きは是れ政界の一奇觀として見るに足る可し

不和協は衝突の原因にして排外論は其波瀾に相違なけれども波瀾亦決して等閑に付す可らず明治十四年に於ける大失錯の反動は未だ全く幹を拔き根を絶ちたるに非ずして若しも今日の儘に因循時日を遷すに於ては又もや死灰の再燃せんも知る可らざるのみか猶ほ裏面に多少の温氣もありて殊に政府にては其温氣に惑はされ爲めに上奏文を誤解したる程の有樣もあるみとなれば此回の解散と共に全力を盡して排外熱を挫き今後再び社會を害せしめざるは申す迄もなく再び政府攻擊の手段ともなるを得せしめざる樣大に務むる所なかる可らず其法種々なる中にも條約改正を成就するは最も有力なる方便にして一たび其成蹟を天下に公示し國是の在る所を實にするときは是に於てか群議一掃また靡々の聲を絶つ可し過般發布したる日布條約改正の勅令すら内地雜居可否の論を一定したりとせば況んや全部に亘る條約改正の効能は推して知る可し國家の爲め政府の爲め急務中の急務なれば内には功名手柄の小爭を止め又民間反對派の物論を排し外には讓る可きを讓り取る可きを取りて成る可く速に來期の議會開會前に成功を見んみと我輩の切に祈望し勸告する所なり先日總理大臣の議會に演說したる所によれば條約改正事業は今まさに進行中にして其成功亦近きに在る可しと果して然らば誠に賀す可き次第にして一般に衆院を解散したる所以も實は此事を遂げんが爲めなりと傳ふるもあり益す以て妙なりと云ふ可し萬一これに反して依然改正の目的を達するみと能はずんば我輩は其事情の何たるを問はず當局者の熱心と伎倆の足らざる證據として隨て非難の聲を發せざらんと欲するも得ら可らざる者なり但し政變無常或は現内閣の大更迭を來たすみとわらんも知る可らずと雖も次で出づる者も亦元勳中の一部たるに相違なかる可ければ其更迭の爲めに改正事業の進行を害せざる樣特に注意を望まざる可らず如何となれば解散は排外熱の爲めにして其熱の發生は明治十四年の餘毒なるのみ而して十四年の失錯は明治政府全體の到底免る可らざる責なればなり

雜報

○紡績絲の賣買法に就て　大坂にては過日各紡績會社の左據二十手を甲乙丙丁互に代用するみとを許可されたき旨したるが右の乙種に指定されたる天滿紡績社は之に對して大に不服を唱へ元來紡績して製造するものなれば時と場合とに依りては何れの會社と雖も免れざる處なるに役員が猥りに甲乙の品位を付して出願す我會社の名譽を毀損したるものと云はざる此出願にして許可されたる以上は今後其引所の賣買に付するみとを一切拒絶すべを待ち居るよしなり

○浪速鐵道設計變更の許可　大坂會社は已に輕便鐵道敷設の許可を得たるに接續するの見込あるより更に三呎六吋の變更せん事を出願したるに去る四日許可あり依て同社は本月二十日頃より起工し明成せしめ翼都祭を期して開業の筈なり其は大坂市北區相生町、東成郡放手村、河内同郡角ノ堂村、及四條村の五箇所に定め計變更の爲め新に增加したる資本金十萬二千株は來七月二日一株に付き五圓寫を

○關西鐵道收入旬報　去る五月二三十一日に至る關西鐵道會社の收入は

一金六千八百六圓三十三錢五厘
前年同期に比し大百四十六圓二十一錢增加

○神坂商況一束

孟買絲　大坂に於ける孟買絲は頃日來格價も保合の商勢なりしが季節に際し需も次第に薄らき昨今賣行稍鈍なり且つ給定引續きなれども之れあり坂神間に於ける停滯品も少しなれども如何ッ〳〵不人氣となり十、十六方二十手は一圓方の下落となり尙此後の滯り足の模樣を含み居れりと

銅　は手堅く持合へり尤も神戸外商館續き皆無なり支那及び朝鮮向き共に新規寸逸切れ前約の荷物を引渡しつゝある逸向延地の賣行も敢て活潑と云に至らず全體なるも頃日何んとなく賣り惜みの氣味直には手放す者なく却て小締の姿を呈し

購買銅入札　例に依り去る五日大坂製絞銅の購買入札を施行せしが其結果二十落札し前回より三錢高なりと

外國米　神戸に於ては最早新米出口となり不測の季節にて過日來稍や商勢引緩み商況を一變せしめたるは朝鮮事件にして極なりし報知ありしより輸入米に大影なりしが爲めに價格を引締て好氣配を呈せり

官報

御名御璽

明治二十七年六月七日

陸軍大臣　伯爵大山巖

勅令第六十二號

陸軍陸軍中央金櫃部條例

第一條　陸軍陸軍中央金櫃部ハ戰時若クハ事變ニ際シ之ヲ東京ニ置キ陸軍陸軍經費ニ關スル收入支出及其ノ計算報告ノ事ヲ掌ル所トス

第二條　陸軍陸軍中央金櫃部ニ左ノ職員ヲ置ク

金櫃部長　一人　一等軍吏
計算官　二、三等軍吏　五人

第三條　金櫃部長ハ陸軍經理局長ニ隸シ其ノ指揮監督ヲ承ケ金櫃收支計算官ヲ經理局長ニ隸シ命令ヲ承ケヘシ

第四條　金櫃部長ハ部務ヲ總理シ管掌ノ事務ニ關テハ其ノ責ニ任ス

第五條　計算官ハ金櫃部長ノ指揮ヲ承ケ部務ヲ分掌ス

第六條　第二條職員ノ外ニ一、二、三等書記若クハ雇ヲ置キ其ノ定員ハ陸軍大臣ノ命ヲ承ケ事務ニ服ス

シテ十人トス上官ノ命ヲ承ケ事務ニ服ス

○勅令

脱隊時戰陸軍中央金櫃部條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十七年六月七日

陸軍大臣　伯爵大山巖

藻屑

遠遙子に答ふ

遠遙子、わが藻屑に早稻田文學なる憤慨たるを見てわれに質問の矢を放ちぬ遠遙子